

太田市一時的保育事業実施要綱

平成17年3月28日

(目的)

第1条 この要綱は、パート就労その他女性の就労形態の多様化に伴う一時的な保育及び保護者の傷病等による緊急時の保育に対応するため、一時的保育事業（以下「一時的保育」という。）を実施し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業内容及び対象児童)

第2条 一時的保育の内容は次のとおりとし、2事業を併せて実施するものとする。

(1) 非定型的保育サービス事業

保護者等の労働、職業訓練、就学等により、原則として平均週3日を限度として断続的に家庭保育が困難となる児童に対する保育サービスで、1日当たりの利用人員は、1実施保育所当たりおおむね10人程度とする。

(2) 緊急保育サービス

保護者等の傷病、災害・事故、出産、看護・介護、冠婚葬祭等社会的にやむをえない事由により、緊急・一時的に家庭保育が困難となる児童に対する保育サービス。

2 一時的保育の対象となる児童は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の規定による措置（以下「措置」という。）の対象とならない市内に居住する生後10ヶ月以上の乳幼児とする。

(実施保育所及び実施方法)

第3条 一時的保育の実施保育園は、あらかじめ市長が指定した保育園とする。

2 前項の保育園が社会福祉法人の設置する保育園の場合にあっては、市長が委託し実施するものとする。

3 実施保育園は、一時的保育の実施に当たって当該事業専用の保育のための部屋を確保するとともに、担当保育士を配置しなければならない。

4 実施保育園は、必要に応じて措置児童との交流等を行うことができるものとする。

(保育期間)

第4条 一時的保育の保育期間は、次のとおりとする。

(1) 非定型的保育サービス事業

1 か月につき14日以内とし、かつ、市長が決定した日の属する年度内までとする。

(2) 緊急保育サービス

1 か月につき14日以内とする。ただし、市長が保育期間の延長が必要と認めた場合は、保育期間を延長することができるものとする。

(保育時間)

第5条 一時的保育の保育時間については、午前8時30分から午後5時までの間とする。ただし、土曜日は、8時30分から正午までとする。

2 市長は、保護者等の労働時間その他家族の状況を考慮して、保育時間を変更できるものとする。ただし、実施保育園での保育時間の範囲とする。

(休日)

第6条 一時的保育の休日は、保育所の休日と同様とする。

(健康診断)

第7条 対象児童にかかる健康診断は次により実施するものとする。

(1) 非定型的保育サービス事業の対象となる児童については、措置児童に準じて実施するものとする。ただし、全ての対象児童について一斉に実施することが困難な場合には、保護者から個別に「診断書」を徴するものとする。

(入所申請書等)

第8条 一時的保育を希望する児童の保護者は、一時的保育園（更新）申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合には、これを速やかに審査し、保育の必要を認めたときは、一時的保育園（更新）決定通知書（様式第2号）を保護者及び保育園の施設長（以下「施設長」という。）に通知するものとする。

3 市長は、前項の審査により、保育の要件に該当しないと認めたときは、一時的保育園（更新）却下通知書（様式第3号）で保護者に通知するものとする。

(即時入所)

第9条 前条の規定にかかわらず保護者の傷病等により、緊急性が著しく高い場合には、施設長の同意により即時入所させることができるものとする。この場合において、保護者は、事後速やかに前条1項の手続きをとらなければならない。

(利用料の徴収)

第10条 市長は、前2条の規定により入所した児童の保護者から、児童一人につき別表に定める利用料を徴収するものとする。

2 市長は、一時的保育を行う日数に基づき利用料を月単位で決定し、別に定める納入通知書により保護者に通知するものとする。

3 入所した児童の保護者は、前項により通知を受けたときは、速やかにこれを納入しなければならない。

4 即納の利用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

5 市長は、生活の困窮、災害その他特別の理由のある者に対しては、利用料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

(入所の辞退)

第11条 保護者は、児童の入所の必要性がなくなった場合、原則として辞退しようとする日の3日前までに、一時的保育辞退届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(入所の解除)

第12条 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、児童の入所を取り消すことができる。

(1) 対象児童としての要件を満たさなくなった場合。

(2) 虚偽の申請又は不正な手続きにより、入所の決定を受けた場合。

(3) その他やむをえない事情により当該児童の入所を継続することが困難と認められる場合。

2 市長は、前条の届出があった場合又は前項に規定する児童の入所を取り消す場合は、一時保育入所解除通知書(様式第5号)により、保護者及び施設長に通知するものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の太田市一時的保育事業実施要綱（平成4年4月1日太田市制定）の規定によりなされた決定、手続きその他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第10条関係）

一時的保育利用料

利用者の区分			児童1人当たりの利用料	
			4時間以内	4時間超
生活保護世帯及び市長が特に認めた世帯の児童			0円	0円
上記以外	太田市内在住の児童	3歳未満児	1,250円	2,500円
		3歳以上児	900円	1,800円
	太田市外の児童	3歳未満児	1,750円	3,500円
		3歳以上児	1,400円	2,800円